

○藤枝市企業立地促進事業費補助金交付取扱要領

平成19年4月1日

告示第79号

- 1 藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱（平成19年藤枝市告示第79号。以下「要綱」という。）第2条第1号の「工場等を設置」とは、工場等の建物を新築するほか、工場等を売買又は賃貸借等で取得し、機械設備を購入して業務を開始した場合を含む。
- 2 集団化事業として設立した事業協同組合は、要綱第2条第1号に規定する「組合」を含む。
- 3 要綱第2条第2号の「工場等」には、日本標準産業分類の細分類に掲げる分類番号0997のすし・弁当・調理パン製造業と、同分類番号7721の配達飲食サービス業のいずれにも該当する事業所を含む。
同号ウの「市長が別に定めるもの」とは、商品の販売を主たる目的とした施設をいう。
- 4 要綱第3条に規定する「用地を取得」の時点は、土地の売買若しくは賃貸借等の契約締結の日、土地の売買若しくは賃貸借等の予約の日又は買主から売主への手付の交付の日のうち、最も時期の早いものとする。なお、工場等の設置者と土地所有者の間で停止条件付売買契約等が締結された場合には、契約書中に明記された権利設定（移転）の時期（権利の登記が行われるときには、当該登記上の権利設定（移転）の時期）を取得時点とする。
- 5 要綱第3条第1号に既定する業務の開始の時点は、実際の操業開始日に関わらず同号に掲げる期間内で任意の日を選択することができる。
- 6 要綱第3条第1号「市長が別に定める場合」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいい、要綱第3条第1号に規定する期間（以下「標準期間」という。）の延長を希望する企業等は、標準期間の終了6月前までに、別紙1「業務開始の延長に係る申出書」を提出するものとする。
 - ア 工場等の新設又は増設を行うに当たり、土地利用上の法的規制から行政手続等に時間を要するため、標準期間内に業務を開始することが困難な場合
 - イ 設備投資額（用地取得費及び造成費除く。）が30億円以上の大規模な工場等の新設又は増設で、標準期間内に業務を開始することが困難な場合
 - ウ 大型又は特殊な注文製作機械の設置を伴う工場等の新設又は増設で、当該機械の設計、発注から納品まで時間を要するため、標準期間内に業務を開始す

ることが困難な場合

エ 工場等の新設又は増設後、業務を開始するまでの間に法令に基づく許認可
手続が義務付けられており、当該期間を含めると標準期間内に業務を開始する
ことが困難な場合

オ 公共事業や公共イベント等への協力により工場等の新設又は増設が中断し、
標準期間内に業務を開始することが困難な場合

カ 感染症のまん延、自然災害等、突発的かつやむを得ない事情による設備投
資の遅れにより当該期間内に業務を開始することが困難な場合

7 前項に規定する「業務開始の延長に係る申出」の承認を受けた企業等は、業務
開始日の属する年度が到達するまで、毎年8月20日までに補助金交付申請見込
調書（要綱第5号様式）を提出し、事業の進捗状況を報告する。

8 要綱第3条第3号に規定する設備投資額は、用地取得費及び造成工事費を含め
ないものとする。

9 要綱第3条第5号及び別表第2に規定する従業員数は、事業所台帳異動状況照
会及び雇用保険被保険者台帳照会又は被保険者証と、申請者が作成する従業員名
簿（従業員の氏名・住所・生年月日・雇用保険の被保険者番号等が記載されたも
の）その他必要な書類により確認する。

10 要綱第3条第5号の規定において、「10人以上であること」とは、子会社又
は関連会社（以下「子会社等」という。）が業務を開始する場合については、会社
法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」
という。）及び子会社等のそれぞれの従業員数を合算することとする。

11 要綱第3条第6号及び要綱別表第2に規定する従業員数の増加人数の算定方
法は、次のとおりとする。

（1） 地域産業立地事業費補助金交付要綱に該当する場合 静岡県の例による。

ア 県外から事業所を新設する場合 当該事業所における「業務開始日の属す
る月末の従業員の数」のうち、用地取得契約日以降に雇用された従業者

イ 既に県内（市内を含む。）にある事業所が市内に事業所を新設・移設する場
合若しくは県内（市内を含む。）に複数ある事業所が市内に事業所を統合する
場合 当該事業所の新設・移設又は統合前の事業所における「用地取得契約日
の属する月の前月から起算して前1年間の平均の従業員数（1人未満の端数は
切捨てとする。）」と、新設・移設又は統合後の「業務開始日の属する月末の従
業員数」とを比較して増加した人数。ただし、業務開始日の属する月末の従業

員のうち用地取得契約日以降に雇用された従業員の数を上限とする。

なお、子会社等が業務を開始する場合には、親会社及び子会社等の県内全ての事業所における従業員数を合算して比較する。

上記方法による比較の結果、「業務開始日の属する月末の従業員数」が「用地取得契約日の属する月の前月から起算して前1年間の平均の従業員数」を下回ったときは、地域産業立地事業費補助金の対象外となる。

(2) 地域産業立地事業費補助金交付要綱に該当しない場合

ア 新たに市外から事業所を設置する場合 当該事業所における「業務開始日の属する月末の従業員の数」のうち、用地取得契約日以降に雇用された市内に住所を有する従業員の数

イ 既に市内にある事業所が市内に事業所を新設・移設・増設する場合又は市内に複数ある事業所が統合新設する場合 移設前の市内全ての事業所における「用地取得契約日の属する月の前月から起算して前1年間の平均の従業員数（1人未満の端数は切捨てとする。）」と、新設・移設・増設後の事業所の「業務開始日の属する月末の従業員数」とを比較して増加した人数。ただし、業務開始日の属する月末の従業員のうち用地取得後に雇用された市内に住所を有する従業員の数を上限とする。

1 2 要綱第3条第6号イの生産性とは、物的労働生産性及び価値労働生産性をいい、次に掲げる方法で算出した数をいう。

ア 物的労働生産性とは、生産量を従業員の数で除した数

イ 価値労働生産性とは、生産額を従業員の数で除した数

1 3 要綱第3条第6号イの「10パーセント以上向上すること」とは、物的労働生産性又は価値労働生産性について、業務開始日の属する月から起算して25か月目から36か月目までの1年間の平均と用地を取得した日の属する月前1年間の平均を比較し、前者が後者より10パーセント以上増加していることをいう。

1 4 要綱第3条第9号の「5人以上であること」とは、子会社等が業務を開始する場合については、親会社及び子会社等のそれぞれの研究員の数を合算し、5人以上であることをいう。

1 5 要綱別表第2（要綱第4条関係）(2)に規定する「市長が別に定める区域」とは、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第31条第1項の規定に基づき指定された「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」において「目標を達成するために実施し又はその実施を促進する事業」に係る「対象区域の範囲」

として示した市町の区域のうち、県が指定する区域をいう。

1 6 要綱別表第 2（要綱第 4 条関係）(2)の区分の欄に規定する「高田工業団地」とは、令和 3 年 8 月 2 3 日付け開発行為工事完了公告の開発区域をいう。

1 7 要綱別表第 3（要綱第 4 条関係）の対象施設の欄に規定する「主として」とは、当該工場で複数の製品を生産している場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当することをいう。

ア 当該製品の生産量又は生産金額が、当該工場で生産する製品全体の 5 0 % 超を占めていること。

イ 当該製品に係る生産施設の床面積が、当該工場における生産施設の延床面積の 5 0 % 超を占めていること。

1 8 要綱別表第 3（要綱第 4 条関係）の環境関連の項 対象施設欄に規定する「市長が別に定めるもの」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 県が定める、ファルマバレープロジェクト、フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト、フォトンバレープロジェクトに参画し、各プロジェクトに関連する製品を製造する工場

イ 新エネルギー、次世代自動車、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光、環境技術、半導体等に関連する製品を製造する工場

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自然素材を活用した医薬部外品等、健康関連の製品を製造する工場

1 9 要綱第 4 条第 1 項別表第 2 に規定する「用地の取得に要する経費」とは、土地売買契約書に記載された売買金額をいう。

2 0 要綱第 4 条第 1 項に規定する補助金の額は、1 0 万円未満を切捨てとする。

2 1 要綱第 4 条第 1 項別表第 2 の「用地の取得に要する経費 A」の列に規定する「未造成用地を取得の場合」は、取得した用地の造成を市等（国、県又は市が出資している法人及び土地区画整理組合を含む。）が行う場合はこれに含まない。

2 2 要綱第 4 条第 2 項に規定する「他の法令等」には、定款、寄附行為、要綱、規定等の名称のいかんを問わず補助金等の交付について定めたものをいう。

2 3 要綱第 4 条第 2 項に規定する「既に」には、対象となることが確実なものを含む。

2 4 要綱第 4 条第 2 項に規定する「国、県、市等」には、国又は県の外郭団体、市町村補助事業を実施している団体を含む。

2 5 要綱第 5 条に規定する交付申請について、同条各号に規定する提出書類のほ

か、別紙 2「雇用者数一覧表」を提出する。なお、親会社及び子会社等により工場等を設置新設する場合は、併せて別紙 3「親子会社等に関する説明書」を提出する。

26 要綱第 3 条第 6 号イに該当する場合は、別紙 4「雇用者数及び生産計画一覧表」を提出する。

27 要綱第 10 条第 1 号に規定する「市長が別に定める期間」は、10 年とする。ただし、平成 23 年度以前に補助金の交付の決定をした場合においては、20 年とする。

28 要綱第 7 条第 3 項に規定する「第 3 条第 5 号に規定する業務を開始する時の従業員数及び同条第 6 号に規定する業務を開始する時に増加した従業員の数」とは、業務を開始する時の当該事業に係る事業所の従業員の数及び当該企業等の県内における全従業員の数をいい、補助金の交付を受けた企業等は、当該従業員の数を維持していることを証するため、交付年度の翌年度から 3 年間の毎年度末に公共職業安定所が発行する事業所台帳異動状況照会の写しを市に提出するものとする。

29 要綱第 7 条第 3 項ただし書の「市長がやむを得ない事情があると認める場合」とは、世界経済の変動等予測不能な経営環境の変化、退職年齢者の集中等、従業員数の一時的な減少について、企業等の責に帰さない合理的な理由が存する場合をいう。

30 上記各項に定めのない事項は、静岡県「地域産業立地事業費補助金交付取扱要領」に準ずる。

附 則

1 この要領は、通知の日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第135号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月5日告示第268号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第92号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第77-2号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月1日告示第159号）

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

業務開始の延長に係る申出書

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地
名称
代表者
連絡担当者
電話番号

工場等の名称			
設置場所			
設置形態	造成済用地を取得	未造成用地を取得	
用地取得日	年 月 日	事業着手日	年 月 日
	(延長前)	(延長後)	
着工(予定)日	年 月 日	年 月 日	
完成(予定)日	年 月 日	年 月 日	
業務開始(予定)日	年 月 日	年 月 日	
要領 5 の該当項目	ア 土地利用上の法的規制から、行政手続等に時間を要するもの イ 設備投資額(用地取得費及び造成費除く。)が30億円以上のもの ウ 大型又は特殊な注文製作機械の設置を伴い、当該機械の設計、発注から納品まで時間を要するもの エ 業務を開始するまでの間に、法令に基づく許認可手続が義務付けられているもの オ 公共事業や公共イベント等への協力により事業が中断するもの カ 感染症のまん延、自然災害等、突発的かつやむを得ない事情により設備投資が遅れるもの		
要綱第3条第1号に掲げる期間内に業務を開始できない理由			

(注) 該当する項目を丸印で囲むこと

雇用者数一覧表

所在地
名称
代表者

年月	事業所台帳 ヘッダー2上の 雇用者数		特定企業等の県内全事業所					特定企業等の当該事業所					
	a	うち 県外事 業所勤 務 b	県内事業所勤務		県内在住の一般被保険者 及び高年齢被保険者 (要綱上の従業員)			県内在住の一般被保険者及び高年齢被保険者 (e)のうち当該事業所に勤務している者					
			c=a-b	うち 県外居 住者 d	e=c-d	うち 正従業 員 f	うち パート タイ マー g	うち 正従業員		うち パートタイマー			
								うち 市内居 住者 i	うち 市外居 住者 j	うち 市内居 住者 k	うち 市外居 住者 l		
年 月													
年 月													
月													
月													
月													
月													
月													
月													
月													
月													
月													
月													
月													
前1年間の平均													
前1年間の平均 (1/2換算)													

年月 (業務開始月末)													
業務開始月末 (1/2換算)													

(参考) 当該事業所に勤務する
県外に住所を有する者⇒

※要綱上の従業員数・・・雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者（平成29年1月1日以前にあっては、改正前の雇用保険法の
高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）。パートタイマーは1/2換算。

※前1年間の平均・・・用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均（小数点以下切捨て）

親子会社等に関する説明書

1 親子会社等の所在地及び名称

(1) 親会社

名称

所在地

(2) 子会社

名称

所在地

(3) 関連会社

名称

所在地

2 親子会社等の中の役割分担

会社名	建物建設費	機械設備購入費	雇用増	設置工場等における事業内容
合計				

※添付書類

- ・ 親子会社等の中の株式の所有状況を証する書類
- ・ 親子会社等の中の業務委託内容が分かる書類
- ・ 親子会社等の中のリース契約内容が分かる書類
- ・ 親子会社等による事業全体の事業計画書（交付要綱第3号様式）
- ・ 親子会社等による事業全体の収支予算書（交付要綱第4号様式）

雇用者数及び生産計画一覧表

企業名 _____

	企業等の市内全事業所					
	市内に住所を有する一般被 保険者及び高年齢被保険者 (要網上の従業員)			生產品目	1 生産量 (/月)	生産性
		うち 正従業員	うち パート タイマー		2 生産額 (百万円/月) (該当する番号 を○で囲むこ と)	
a=b+c/2	b	c	d	e	f=e/a	
前1年間の平均 (年月～年月)	(1/2換算)					
後1年間の平均 (年月～年月)	(1/2換算)					
後2年間の平均 (年月～年月)	(1/2換算)					
後3年間の平均 (年月～年月)	(1/2換算)					

※要網上の従業員数…雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者。パートタイマーは1/2換算。

※前1年間の平均…用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均（1/2換算前に小数点以下切捨て）

※後1年間の平均…業務開始日の属する月から12か月目までの1年間の平均（1/2換算前に小数点以下切捨て）

※後2年間の平均…13か月目から24か月目までの1年間の平均（1/2換算前に小数点以下切捨て）

※後3年間の平均…25か月目から36か月目までの1年間の平均（1/2換算前に小数点以下切捨て）

※生產品目…企業等の県内全事業所で清算される主な品目を記入